

## 【千葉県】指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する市町村意見申出制度の手続きフロー図

実施時期		手続き等の内容	県	事業所等	市町村
4か月前	月末まで	①事業所等から市町村への事前相談 (事業相談シート等により相談。更新かつ事業相談シートの各項目について更新時に変更がない場合は作成を省略しても構わない。)		○	→ ○
		②事業所等で事業相談シートの作成 (更新かつ事業相談シートの各項目について更新時に変更がない場合は作成を省略しても構わない。)		○	
		③事業所等から県へ事業相談シートの提出 (ちば電子申請サービスによる。更新の場合で事業相談シートの作成を省略した場合であっても、必要事項を入力すること。)	○	← ○	
3か月前	25日まで	④県による事業相談シートの確認 県から事業所等へ補正依頼	○	→ ○	
	25日から	⑤事業所等から県へ指定申請等の書類の提出	○	← ○	
2か月前	10日まで	⑥県から市町村へ事業所情報を通知	○		→ ○
	月末まで	⑦市町村から県へ指定等に係る意見書の提出	○		← ○
		⑧県による指定申請等の確認 県から事業所等へ補正依頼	○	→ ○	
1か月前		⑨県における審査 → 翌月1日付けで指定・通知	○	→ ○	
事業開始	1日			○	